

大仙市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査方法及び調査における適否の判断基準について

大仙市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領第3条6項の規定に定める、低入札価格調査の調査方法や適否の判断基準については、この基準によるものとする。

ただし、この基準のほかに特別の定めがある場合はこの限りでない。

1. 調査方法

(1) 資料提出の請求

- ① 入札執行者は、大仙市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領第3条の規定に基づき入札を保留したときは、速やかに最低価格入札者に対し業務委託の入札における低入札価格調査について資料提出依頼書（様式第2号）により関係書類の提出を求めるものとする。
- ② 低入札価格調査回答書（様式2-1号）の作成日数は7日を標準とし提出期限を設定する。

(2) 聴き取り調査

- ① 入札執行者は、最低価格入札者から提出された低入札価格調査回答書をもとに、当該業者から聴き取り調査を行う。

(3) 調査報告書の作成

- ① 入札執行者は、低入札価格調査回答書及び聴き取り調査をもとに、低入札価格調査表（様式第3号）を作成する。
- ② 入札執行者は、最低価格入札者が調査に応じないとき、又は求めた資料を提出しないとき（十分な資料を提出しないときを含む）は、必ずその旨を低入札価格調査表に記載する。

2. 判断基準

(1) 次に該当するときは、大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議することなく、落札者とししない。

- ① 業務の配置予定技術者における、管理技術者及び照査技術者各々の他業務との兼務は、当該業務を含めて5件とする。（ただし、建築コンサルタント業務を除く。なお兼務制限件数は同一業務とする。）また、契約後においても兼務件数は5件以内とし、5件を超える兼務は認めない。

注1) 兼務件数に係る取扱いとして、対象発注機関は国又は地方公共団体、兼務件数の確認はテクリスなど検索システム及び提出調査資料に基づ

き決定するが、後日提出調査資料に虚偽の記載があることが判明した場合は、指名停止基準等により措置するものとする。

- (2) 次のいずれかに該当するときは、委員会において審議し、原則として落札者となしない。
- ① 最低価格入札者が、調査に応じないとき又は調査において求めた資料を指定期日まで提出しないとき。
 - ② 測量業務において、保有班編成（外業）以上の業務を受注しているとき。
 - ③ 最低価格入札者が契約締結の意思がないことを確認したとき。
- (3) 次の①から④のいずれかに該当するときは、委員会において審議し、落札者となしないことができる。
- ① 業務委託費内訳書の内容が、次のイ、ロのような事由により入札金額での契約の履行が困難と判断される時。
 - イ 業務委託費内訳書の積算において、技術者の拘束日数と業務工程の必要日数の整合がとれていないとき。
 - ロ 業務委託費内訳書の積算において、労務費等の単価が過小であると判断される時。
 - ハ その他計算ミス等
 - ② 業務計画の見通しがなく、次のイ、ロ、ハのような事由により契約の履行が困難と判断される時。
 - イ 業務計画に、業務実施方法等業務内容を具体化する内容が明記されていない。
 - ロ 業務工程に、設計図書に示された事項が明記されていない。
 - ハ 特記仕様書に示された事項が明記されていない。
 - ③ その他明らかに契約の履行が困難と判断される時。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。